介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました！

65歳以上の皆さんへ

平成29年４月から、要支援認定（要支援１・２）を受けた人が利用できる介護保険サービスのうち、『介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）』と『介護予防通所介護（デイサービス）』を『介護予防・日常生活支援総合事業』（以下『総合事業』といいます）として実施します。

介護保険法の改正に伴い、総合事業では、地域の実情に応じた高齢者の介護予防と自立した日常生活を図るため、その人の状態にあわせたさまざまなサービスなどを利用できます。

【総合事業の概要】

要支援認定を受けた人が利用する介護保険サービスの一部と介護予防事業が、『総合事業』になります。

要支援認定を受けていなくても、『基本チェックリスト』を行うことにより、対象者と判断された人は、介護予防訪問相当サービスと介護予防通所相当サービスを利用できます。

総合事業として、『介護や生活支援を必要とする高齢者を支えるための地域づくり』などの取り組みを順次展開していきます。

◆総合事業移行のイメージ◆

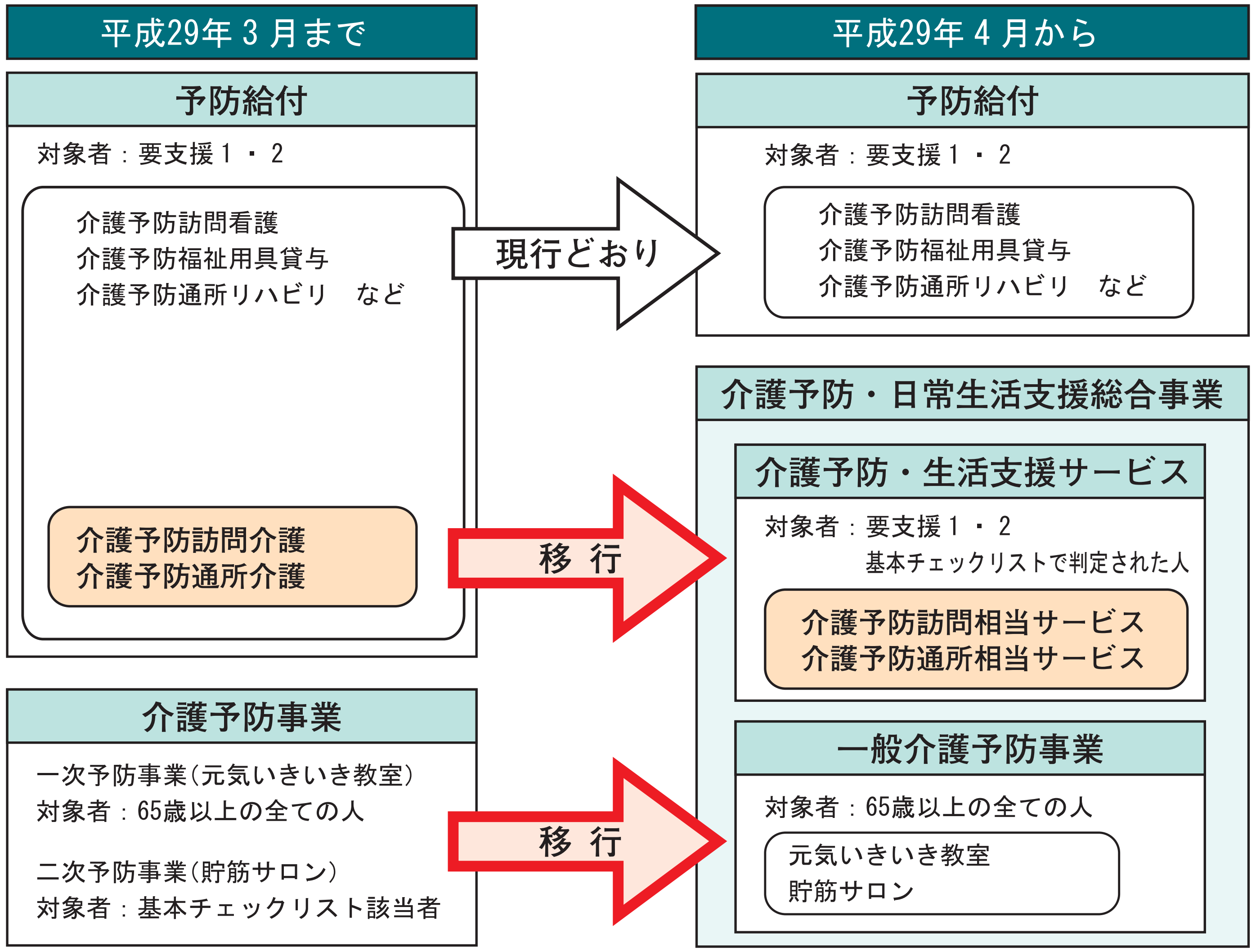

平成29年３月まで

予防給付

対象者：要支援１・２

介護予防訪問看護
介護予防福祉用具貸与
介護予防通所リハビリ　など

介護予防訪問介護
介護予防通所介護

介護予防事業

一次予防事業（元気いきいき教室）
対象者：65歳以上の全ての人

二次予防事業（貯筋サロン）
対象者：基本チェックリスト該当者

現行どおり

移 行

移 行

平成29年４月から

予防給付

対象者：要支援１・２

介護予防訪問看護
介護予防福祉用具貸与
介護予防通所リハビリ　など

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス

対象者：要支援１・２
基本チェックリストで判定された人

介護予防訪問相当サービス
介護予防通所相当サービス

一般介護予防事業

対象者：65歳以上の全ての人

元気いきいき教室
貯筋サロン

◆介護予防・日常生活支援総合事業のよくある質問◆

Q 現在『要支援１・２』でデイサービスセンターに通っているのですが、新たな手続きやサービスが変わるのですか？また、利用料金は変わるのですか？	**A** 新たな手続きはありません。利用するサービス内容、料金（自己負担金額）は変わりませんので、今までどおりサービスをご利用いただけます。
Q 基本チェックリストとは、何ですか？	**A** 65歳以上の人の生活のようすや運動機能を確認するための質問票です。

◆基本チェックリスト（一部）◆

- ▶ バスや電車で１人で外出をしていますか
- ▶ 日用品の買い物をしていますか
- ▶ 友人の家を訪ねていますか
- ▶ 家族や友人の相談にのっていますか
- ▶ 階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか
- ▶ 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか
- ▶ 15分くらい続けて歩いていますか
- ▶ この１年間に転んだことがありますか
- ▶ 転倒に対する不安は大きいですか
- ▶ ６カ月間で２～３kg以上の体重減少がありましたか
- ▶ 自分のBMIが18.5未満ですか（BMI＝体重●kg÷身長■m÷身長■m）
- ▶ お茶や汁物等でむせることがありますか

◆介護予防・日常生活支援総合事業の利用までの流れ◆

※要支援認定を受けている人は担当のケアマネージャーに相談してください

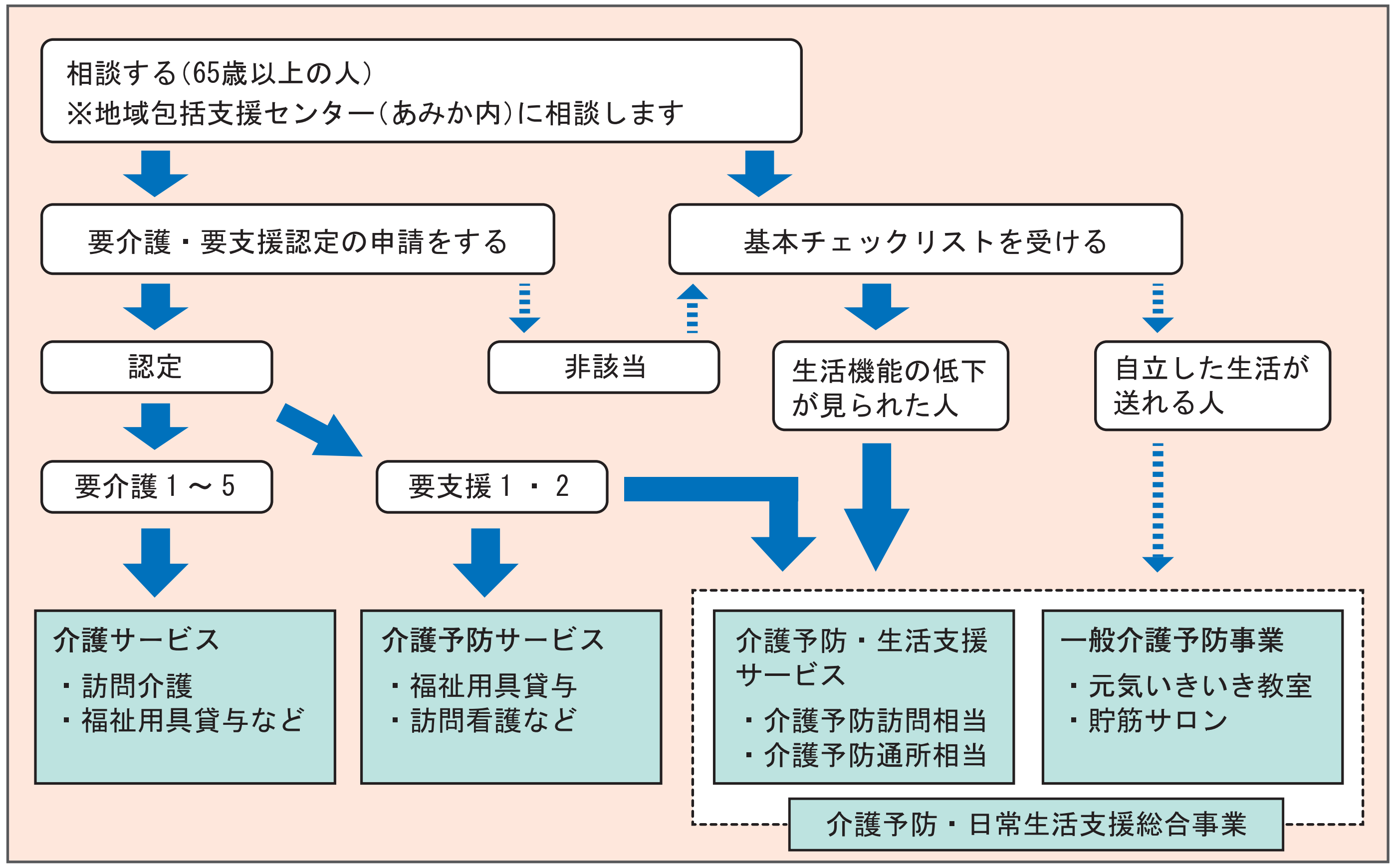

相談する（65歳以上の人）
※地域包括支援センター（あみか内）に相談します

要介護・要支援認定の申請をする

基本チェックリストを受ける

認定

非該当

生活機能の低下が見られた人

自立した生活が送れる人

要介護１～５

要支援１・２

介護サービス
・訪問介護
・福祉用具貸与など

介護予防サービス
・福祉用具貸与
・訪問看護など

介護予防・生活支援サービス
・介護予防訪問相当
・介護予防通所相当

一般介護予防事業
・元気いきいき教室
・貯筋サロン

介護予防・日常生活支援総合事業

●問い合わせ／保健福祉課・地域包括支援センター☎53-3333